

## 記述式試験問題 I

I-1 化審法の大きな改正が 2009 年から 2011 年にかけて 2 段階で行われた。これまで化学物質のハザードに基づいて規制を行ってきた化審法であるが、この改正により、リスクベースの管理に大きく舵を切った。この改正について以下の問いに答えよ。

- (1) この改正以前には、従来の既存化学物質は国が順次有害性の評価を行い、審査することになっていたが、遅々として進まなかった。今回の改正法ではこの既存化学物質、公示済及び判定済化学物質等を取り込んだスキームになっている。これら既存化学物質及び公示済及び判定済化学物質等をどのように新しいスキームに取り込んだのか説明せよ。
- (2) 改正化審法のリスク評価のスキームを簡潔に示し、スクリーニング評価、詳細リスク評価（一次）および詳細リスク評価（二次）について説明せよ。

I-2 毒劇法では、「法第二条」及び「毒物及び劇物指定令」で急性毒性に基づく毒物、劇物及び特定毒物を定めているが、この他に「興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物」も規制対象にしている。この、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物に対する規制について説明せよ。

I-3 動物福祉の観点からの動物実験の削減・廃止の流れも急速に進んでおり、EU では、2013 年から動物実験の行われた化粧品・原料の販売が全面的に禁止されている。そこで、我が国の *in silico* 評価について知るところを説明しなさい。

- (1) 化審法新規化学物質の審査における *in silico* 評価の活用状況
- (2) 日本における *in silico* 評価の安全性評価への活用状況
- (3) 我が国の化学物質管理規制における *in silico* 評価の活用を推進するためにはどんな方策があるか、またどんな具体的な利用方法があるかあなたの考えを述べよ。

I-4 2021 年 1 月から義務化された REACH 規制における SCIP (Substances of Concern in articles as such or in complex objects (Products)) データベースについて、以下の問いに答えよ。

- (1) SCIP データベースの目的について説明せよ。
- (2) SCIP の運用によりどのように改善されるかそのポイントを、三つ説明せよ。
- (3) SCIP データベースの登録義務者について説明せよ。

I—5 中国で VOC 規制が 2020 年 12 月から施行されている、これについて以下の問いに答えよ。

(1) 中国で VOC 規制が制定された背景を説明せよ。

(2) 日本企業の製品を中国に輸出する場合で、製品が塗料などであれば、2020 年 12 月 1 日からどういった規格が適用されるか、また、塗装した製品（成形品）には本規格が適用されるのかどうか説明せよ。

(3) BAT (Best Available Technology/ Techniques) は利用可能な最良の技術と言われるものだが、その要件は付属書 III (利用可能な最良の技術を決定するための基準) で示されている。その要件を 5 つ挙げよ。